

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（概要）

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）
2. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画
3. 今後の施策の実行性担保
 - 1) 施策の実施状況の確認等
 - 2) 「ユニバーサルデザイン 2020 好事例」の認定

II. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

- ①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解
- ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
- ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
- ⑤高等教育（大学）での取組

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

- ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
- ②接遇対応の向上
- ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組

3) 地域における取組

- ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
- ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方
- ③その他

4) 国民全体に向けた取組

- ①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進
- ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施
- ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動

5) 障害のある人による取組

Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり

1. 考え方

東京大会を契機として、身体障害（聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等）、知的障害、精神障害（発達障害を含む）等様々な障害のある人（身体障害者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取組を進めていく必要がある。

（中略）

また、バリアフリー施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人の参画が重要である。

2. 具体的な取組

1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

- ①競技会場におけるバリアフリー化の推進
- ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進
- ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進
- ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進
- ⑤リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進

2) 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

- ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正
- ②観光地のバリアフリー化
- ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援
- ⑥トイレの利用環境の改善

以上